

## 令和4年7月近江八幡市教育委員会定例会（要旨）

1. 開催日時 令和4年7月21日（木） 午前9時30分～10時55分

2. 開催場所 近江八幡市文化会館2階会議室2

3. 出席委員

教育長	大喜多 悦子
教育長職務代理者	久家 昌代
委員	八耳 哲也
委員	安倍 映子
委員	西田 佳成

### 4. 事務局出席者

教育部長	西川 仁司
教育部次長兼教育総務課長	岡村 祥子
教育部次長兼学校教育課長	森 茂次
生涯学習課長	東 繁
教育部次長兼近江八幡市立図書館長	奥村 恭代
学校給食センター長	森村 肇
学校給食センター長補佐	中島 真子
スポーツ推進課長	太田 明文
国スポ・障スポ推進課長	森野 克彦
子ども健康部幼児課長	畑 明宏
教育総務課副主幹	田村 俊幸

5. 会議を傍聴した者 0人

### 6. 会議次第

#### 【議案】

○議第32号 教育委員会規則の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則の制定について

○議第33号 教育委員会告示の見直しに伴う関係告示の整理に関する告示の制定について

- 議第34号 教育委員会訓令の見直しに伴う関係訓令の整理に関する訓令の  
制定について

**【協議事項】**

- 令和5年度 滋賀県に対する要望事項（都市連協）について  
○近江八幡市学校給食費等補助金交付要綱の制定について

**【報告事項】**

- 6月議会における質問に対する回答等について

**7. 議事の経過**

**(1) 開会（日程確認）**

- ・教育長が7月定例会の開会を宣言
- ・出席委員定数の確認
- ・日程について 承認

**(2) 会議録の承認**

- 6月定例会の会議録 承認

**(3) 教育長挨拶および報告**

昨日、小中学校、幼稚園、こども園短時部で1学期が終了し、校長や園長に来ていただき、1学期の子どもたちの様子を聞かせていただいた。それぞれの学校や園に課題はあるものの、1学期が終えられたと聞いている。

7月14日に新型コロナウイルス感染拡大にともない感染レベルを2に上げたが行動制限はないことから、本市においても感染対策を徹底しながら通常通り学校を運営することとしている。

本日からは中学校夏季総合体育大会が開催され、競技によっては保護者も参観に行くことができる状況となっている。

6月市議会定例会については、6月21日に開会し、7月25日に閉会となる。代表質問では教育委員会に係る内容として大きく4つの質問があり、小中学校の給食費無料化、スケートパーク建設について、感染レベル2での学校の取り組みはどうしているのか、デジタル教育に関してであった。個人質問については7月11日から13日までで、教育委員会への質問は初問だけで14人の議員から21案件の質問があった。

主だった内容としては、1つは生理の貧困についてであった。生理用ナプキンをトイレに置いてはどうかということについて、教育委員会としてどのような協議がなされたのかという質問であったが、市教育委員会の見解としては、生理用ナプキ

ンをトイレに一律に置くということはせずに、保健室で子どもたちが困った時に対応していくと回答した。それには3つ理由があり、補充・点検・衛生的な問題、どこに行っても生理用ナプキンが置いてあるわけではないので準備をするという子どもの対応力をつける、困ったときには保健室に来て対面で子どもたちの表情や様子を見ながら渡すことで支援と相談に繋げることができることである。PTAの発案や地域の方からの寄付もあったことからトイレに置くことについて試行している学校もあると聞いている。

部活動の地域移行についても質問があり、市の教育委員会として第1回近江八幡市立学校運営検討委員会で話し合いをしている。学校教育課だけではなく、スポーツ推進課、生涯学習課、文化振興課などの関係課も集めて対応している。県教育委員会からはオンラインの会議があり、担当が参加している。市スポーツ推進審議会でも話題提供を行っている。令和5年度からの段階的な改革集中期間としての取組をしていかなければならないことから、今後も市としては定期的に近江八幡市立学校運営検討委員会を開催し、議論を深めていきたい。県で推進計画を立てられ、それを受けて市でも推進計画を策定することになる。従来からの部活動の教育的意義はあると思うので、達成感や充実感、やり抜く力の育成などは大切にしたい。

教育総務課へは安土小学校や老蘇小学校のトイレ洋式化について質問があり、今後検討していくこととなった。特に老蘇小学校については、雨漏れもあることから、個別施設計画の中で検討していきたい。

スポーツ推進課へはスケートパークについて質問があった。議員の関心も高く、運営や安全面についての質問が多くあった。使用料については未定となっている。

富士宮市近江八幡市児童交歓会については、今年度は参加人数を減らして開催する。先日結団式があり、7月25日から27日に富士宮市を迎えて、予定通り交歓会を実施する予定である。

#### (4) 議事

- ◆議第32号 教育委員会規則の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則の制定について
- ◆議第33号 教育委員会告示の見直しに伴う関係告示の整理に関する告示の制定について
- ◆議第34号 教育委員会訓令の見直しに伴う関係訓令の整理に関する訓令の制定について

#### 【事務局】教育総務課

- ・教育委員会規則の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則

近江八幡市立幼稚園規則、近江八幡市立幼稚園の管理運営に関する規則、近江八幡市立学校の管理運営に関する規則、出席停止の命令の手続きに関する規則、近江八幡市公民館の管理運営に関する規則、図書館の管理及び運営に関する規則について、字句の誤りが判明したことから、関係規則について一括で

改正するもの。

- ・教育委員会告示の見直しに伴う関係告示の整理に関する告示

近江八幡市立小学校の通学路に関する要綱、近江八幡市立小中学校文書取扱規程、近江八幡市立学校施設の使用許可に関する規程、近江八幡市立学校園水泳プール管理規程、近江八幡市通学バス運行管理規程、近江八幡市通級指導教室の設置等に関する要綱、近江八幡市家庭教育推進協議会設置要綱、近江八幡市立図書館における国立国会図書館デジタル化資料の閲覧および複写サービス実施要綱、近江八幡市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱について、字句の誤りが判明したことから、関係告示について一括で改正するもの。

- ・教育委員会訓令の見直しに伴う関係訓令の整理に関する訓令

近江八幡市教育委員会事務決裁規程、近江八幡市立小学校及び中学校職員の諸手当認定事務に関する審査会設置要綱について、字句の誤りが判明したことから、関係訓令について一括で改正するもの。

## 【質 疑】

なし

【採 決】	議第 3 2 号	可決
	議第 3 3 号	可決
	議第 3 4 号	可決

## ●協議事項

- 令和 5 年度 滋賀県に対する要望事項（都市連協）について

【事務局説明】資料に基づき変更・新規・不要（削除）の要望事項について説明

- 重点要望事項

- 県教委教職員課に「臨時講師担当者」を置き、県校長会事務局・近畿他府県教委人事担当課・近隣大学等との連携による市町教委への情報提供（学校教育課）

既に臨時講師の担当者もおられ、人材バンクもあり、毎月データでいただいております、それをもとに電話等をさせていただいていることから新たに「働くことが可能な方を登録する「人材バンク」を設ける」という追加の文言は不要と考えている。

## 【意 見】

なし

事務局：変更はせず、継続とする。

- 学校園施設等の整備について

- 【新規】通学路を中心に「見守り・安心カメラ」の設置について、県行政とし

て、企業・団体等に支援を要請するとともに、設置費の補助を行う。

(教育総務課)

令和4年度に、学校園施設における防犯カメラの設置補助を本市から要望しており、今回は見送りたい。

【意見】

なし

事務局：今回は見送る。

○学校教育の充実について

●特別支援教育就学奨励費国庫補助制度に係る補助率の確保を求める国への働きかけ並びに知的障がいのある児童生徒について、主となる障がいに情緒障がいがある場合の自閉症・情緒障がい学級への入級等を可能とする柔軟な対応  
(学校教育課)

「知的障がいのある児童生徒について」という文言を削除した方が良いのではないかとということで、変更として記載させていただいた。主たる障がいが情緒障がいである場合は、一般的には通常学級となる。知的障がいと比べるものではなく、主たる障がいが情緒障がいである子どもについては、情緒障がい学級へ入れるよう弾力的な対応というような表現にした方が良いのではないかとということで変更させていただきたい。

【意見】

安倍委員：知的障がいと情緒障がいの両方がある場合は、一般的に知的障がいが優先されるので、あえてこのような表現にされているのかなと思う。

事務局：その方が明確になるということであればそのままでも構わない。

教育長：滋賀県は知的障がいを優先されているが、他府県は必ずしもそうではない。

事務局：情緒障がいのみであれば情緒障がい学級の入級対象にはならない。ADHDやLD等は通常学級になる。必ずしも情緒障がいの子どもが全員情緒障がい学級に入れるわけではない。情緒障がいの子どもをもう少し状況に応じて特別支援学級に入れるように弾力的に見て欲しいという思いで記載した。そのままでも構わない。

安倍委員：自閉・情緒障がいの子どもが入級しないといけない理由はあるのか。

事務局：ケースバイケースだと思う。

安倍委員：入級していれば不登校にならなかったというケースもあるかもしれない。

教育長：そういうこともあるかもわからない。

事務局：ADHDやLDの子どもも、いろいろなものを抱えている部分がある。

安倍委員：そのような子どもの学習の場を充実させていくためには支援員を増員する必要があると思う。どうすれば、その子どもたちが通常学級で生

かされていくのか、通常学級で学ぶことの方が発達していくには良いのではないかと県が言っているのに、その子どもたちを全員入級させればよいというように捉えられてしまう。

事務局：今回はいったん取り下げる。

事務局：昨年度から変更なしで継続とさせていただく。

●【新規】 コミュニティ・スクール（学校運営協議会）に求められる事項がますます拡大・多様化し、人材確保にも限界が見られる中で、県からの支援・予算措置を行う。

（生涯学習課）

既に2（6）でコミュニティ・スクールの推進に当たり、積極的な人的・財政的支援の拡充という要望があり、内容が重なることから今回は見送りたい。

【意見】

なし

事務局：今回は見送る。

●市が行う学校規模適正化に当たり、必要となる学校施設や地域コミュニティ維持のための施設建設に関する補助制度等の県支援策の提示

（教育総務課）

学校規模適正化により増築、統合等の施設整備が必要となる場合、1（1）、（2）で要望している公立学校園施設整備負担金、学校施設環境改善交付金等の補助制度の内容と重複するため、近江八幡市としては削除したい。

【意見】

なし

事務局：不要とし、削除する。

○学校現場における業務改善について

●法定研修及び職階研修における欠席レポートの軽減及び代替研修の受講による処遇を求める国への働きかけ

（学校教育課）

国からはそのような研修はどんどん軽減するように各市に出している。もう少し県が対応していかなければいけない部分はあるが、特に国への働きかけは不要と考え、削除したい。

【意見】

なし

事務局：不要とし、削除する。

●【新規】「地域部活動」への移行のために必要な部活動指導員の増員及び財源

的支援の充実

(学校教育課)

これまで「地域部活動」についての文言がなく、次年度から集中移行期間となる。更なる部活動指導員の増員と地域部活動への財政的な支援について県にお願いしたく、新規の要望としたい。

【意見】

なし

事務局：新規要望とする。

○教職員等の配置改善と資質向上について

●在籍校と入院病院が同一自治体の場合の長期入院児童生徒への学習支援を行うための巡回訪問指導教員の派遣の継続及び同一自治体でない場合の児童生徒への支援と連携⇒【変更・加筆】地域の学校と在籍の特別支援学校との副籍を持つことによるインクルーシブ教育の充実と復学へのより良い学びの支援としていく。

●【新規】県内の特別支援学校と地域の学校の副籍制度が始まったが、より一層子どもの学びを支援するため、県外の特別支援学校と地域の学校との副籍制度や複数の障がいのある子どもの特別支援学校間の副籍制度を行うなど、インクルーシブ教育の充実と学びを支援する制度の拡充

(学校教育課)

現状の長期入院児童生徒への学習支援の部分への加筆という意見をいただいたが、もう少し詳しく記載する方が良いのではないかと考え、新規要望として挙げさせていただいた。詳細に記載すると、既存の要望につけ加えるのではなく、既存の要望の次に新たな要望として挙げる方が良いと考えた。

【意見】

安倍委員：同じことを言っているが、幅のある言い方ともっと別の副籍制度も考えていってほしいというときに、新規にした方がより一層訴えが大きくなるのか。既存の内容と似ており4(13)の1と4(13)の2のような形にはなる。

事務局：既存の4(13)の場合は、長期入院児童生徒への訪問がメインとなっている。今回の新規要望の副籍とは分けて考えた方が良いのではないかと思う。

安倍委員：4(13)の巡回訪問は、どこから派遣されているのか。

事務局：「在籍校と入院先が同一自治体の場合の長期入院児童生徒への」とあるが、正式には同一自治体ではなくても県は、巡回訪問指導教員は派遣されている。昨年本市の児童が大津の病院に入院され、そこには院内学級がないため、県教育委員会に申請し、週に数回指導教員が派遣されている。

安倍委員：今の例では院内学級のない病院に入院されていたが、コロナや病気などの様々な要因で家で長期間待機しないといけないという場合に、巡回訪問は使うことはできるのか。

事務局：自宅への訪問となると在籍する学校が対応する部分になると思う。

安倍委員：訪問指導する教員は、いないのではないかと。空いているときに誰かがいくということになると思う。

事務局：それこそ、オンラインで家庭のネットワークと接続し、タブレットを活用していく方法もあり、そのようなやり方でタブレットの活用も広がっていくのではないかと思う。

事務局：既存の要望はそのままとし、インクルーシブ教育については新規の要望とする。

●教職員の柔軟な人事異動により正規職員を適正に配置できる仕組みを構築し、また学校現場における教職員の軽減を図るための加配教員やスクールサポートスタッフ等の拡大配置及び財政支援等の拡大

(学校教育課)

文言の修正。スクールサポートスタッフは既に教員業務支援員と名称が変更されていることから変更したい。

【意見】

なし

事務局：文言修正のため変更とする。

●児童養護施設から通う小中学校の加配教員の継続配置、並びに特別支援学級入級時に在籍数6名が7名になる場合には、非常勤講師を即時に配置

(学校教育課)

多人数アシスタントは、以前は7-8名であったが、6・7・8名に変わっている。また「非常勤講師」についても「支援員」に変更。よって、「5名が6名になる場合には、支援員を即時に配置」と変更したい。

【意見】

なし

事務局：事務局案のとおり修正し、変更とする。

●ベテラン臨時講師等の正職採用もしくは処遇改善

(学校教育課)

正職採用は、現在採用年齢が50歳まで引き上げられていることからベテラン臨時講師等の処遇改善に変更したい。

【意見】

なし

事務局：事務局案のとおり修正し、変更とする。

●【新規】SDGsに向けた「環境学習」等への学習・取組に、県からの専門人材派遣、補助金執行を行う。(博物館等無償化も)

(学校教育課)

既にフローティング・スクールでの派遣や琵琶湖博物館などで職員の出張授業、研修等が行われていることから、新たな要望としては不要と考え、今回は見送りたい。

【意見】

なし

事務局：今回は見送る。

●【新規】免許更新制度の廃止に伴い、「現失効者」人材復帰活用の手立て・研修システムの確立を、県教委が独自に確立する。

(学校教育課)

免許更新制度が廃止になったことから要望したいと考えるが、「現失効者」という文言については、免許更新制度が廃止されたことにより失効者はすでに回復していることから「勤務経験のない免許所持者」と修正し、新規要望としたい。

【意見】

なし

事務局：事務局案のとおり、新規要望とする。

●【新規】「定年延長制」導入、大学教育学部の変遷等を見通して、10年先までの本県の教職員体制を構想する。

(学校教育課)

県としての構想は持っていることから、市としてあえて県に対して要望する必要はないと考え、見送りたい。

【意見】

なし

事務局：今回は見送る。

○幼児教育の充実について

●【新規】就学前全施設(保育所、こども園、幼稚園等)における仮称「家庭教育支援員」を配置し、家庭教育力の向上及び支援の充実

(生涯学習課)

現在、各小学校において、家庭教育支援員の活動を広げようとしている段階となっている。また、活動を推進する流れでありながら、本年度は本市への予算は削減されている実情もある。まずは小学校を対象に予算を充実して拡充して欲しいと考えていることから、今回は見送りたい。ただし、家庭教育の支援につい

ては、違う形で新規要望として記載する。

【意見】

安倍委員：理由が、県の予算が少なくなっていて、また小学校で行っているからいないというのは、就学前とはどういう関係があるのか。小学校にもう1人欲しいという要望であれば理解できるが。就学前の公立も私立も、今このような状況で親の子育て支援は大変だし、小学校の支援員とは少し異なる。今年度は見送って来年度要望するよりも、早く全ての施設に配置していくんだという近江八幡の想いをしっかり伝えた方が良くと思う。小学校でも始まったばかりではあるが、始めて良かったので就学前にもという想いを持ってはいけないのか。

事務局：全ての小学校に家庭教育支援員を配置出来た段階でもあるので、さらに県内他市にもということで、本市への予算が削減されている現状もあるので、予算確保も含めて、小学校を充実させていきたいと考える。

安倍委員：小学校の時間数を増やそうとされているのか。

事務局：県の補助金があって家庭教育支援員の事業を行っている。

安倍委員：小学校区と中学校区の縦割りを見ていると、やはり就学前教育の中の個々の親たちへの支援をしっかりしていかないと小学校への滑らかな移行にはつながらない。そのことについての認識をもう少し高めてもらいたい。これは生涯学習課がまとめていただいた意見なのか。

事務局：家庭教育支援員は小学校が対象となっているものだが、まだ十分ではないことから、まずはそこを充実させていくということを県に要望していきたい。

安倍委員：市の全小学校に配置は出来ている。

事務局：まずは配置することはできたが、まだまだこれから充実させていかないといけない。

教育長：県は、近江八幡市を家庭教育支援員のモデル地域にされていた。全校に家庭教育支援員を配置しようということで生涯学習課と一緒に進められ、昨年度その取組をまとめ発表された。しかし、今年度になって他の地域をモデルにするという理由で予算がかなり削減された。そのような実態があることから、安倍委員のおっしゃる大事さや今後を見据えての大事さはあるので、県にも国にもという規模でしないと、県は違うところをモデル校にして、そちらに力を入れられている。大きいレベルで言っていた方が良く。要望として出す意味はいろいろある。県が何を優先的に考えられるのかということもあるが、その中で近江八幡市からこのように考えているということをお届けするという意味で、県にも国にもというようにした方が良くかなと思う。

八耳委員：8の生涯学習・社会教育の振興についての部分で教育長が新規要望として挙げられているのはそのような意味があるのか。生涯学習・社会

教育として就学前も含まれている。

教 育 長：今は小学校にのみ配置なので、この部分に就学前ということを入れておかないと届かないと思う。

安倍委員：時間数をもう少し多くしてほしいということと並行して、さらには就学前教育の中にもその位置付けというものを考えていってほしいというようにしていただきたい。

教 育 長：8（2）の学校を核とした地域力強化プランの中に「地域学校協働本部事業」「家庭教育支援基盤構築事業」「放課後子ども教室事業」「コミュニティ・スクール事業」が入っているが、分かりにくいので分けてはどうかと考えている。その意味で8（2）は新規になっている。この部分で就学前のことも入れながら要望していけばどうかと思う。再度整理をお願いする。

事 務 局：8（2）の新規要望と併せて、再度整理する。

○生涯学習・社会教育の振興について

●学校、家庭、地域の連携・協力により地域の教育力の向上を図るための学校を核とした地域力強化プランの充実に関する人的・財政的支援の拡充、また滋賀県学校・家庭・地域連携協力推進事業補助金に係る地域学校協働活動推進事業に対する県補助金の継続的かつ確実な交付と、年度当初の速やかな内示

●【新規】地域ボランティアの方々の高齢化、減少の中、「滋賀の和の輪」づくりを全県的に確保、仕組み、保障を確立する。

●【新規】Ⅰ【地域学校協働本部事業】地域学校協働本部事業の推進のため、地域ボランティアの高齢化や学習支援員等の人材不足などを解消するための人材確保の仕組みや財政的視点の確立

●【新規】Ⅱ【家庭教育支援基盤構築事業】見通しをもった家庭教育支援基盤構築事業の推進、また家庭教育力向上および家庭教育支援のための研修や情報交換の充実と家庭教育支援員の拡大配置及び財政的支援等の拡充

●【新規】Ⅲ【放課後子ども教室事業】放課後子ども教室事業を推進するための指導員確保等人的・財政的支援の拡充

（生涯学習課）

要望としては地域力強化プランの充実ということだが、そのプランには「地域学校協働本部事業」「家庭教育支援基盤事業」「放課後子ども教室事業」「コミュニティ・スクール事業」の4つの事業があり、それぞれに要望をあげるという形にしていきたいと考えている。

これまでの要望のうち「滋賀県学校・家庭・地域連携協力推進事業補助金の継続的かつ確実な交付と、年度当初の速やかな内示」については、事業ごとの要望とは別に全体に係る部分であることから残していきたいと考えている。

また、Ⅱ【家庭教育支援基盤構築事業】については、「幼児教育の充実につい

て」の議論を受けて、「就学前施設への配置」に係る文言を追加する。

【意見】

なし

事務局：事務局案のとおり、分けて新規要望とする。

●【新規（移管）】コミュニティ・スクールの維持・推進に当たり、積極的な人的・財政的支援の拡充

（生涯学習課）

2（6）に記載している「コミュニティ・スクールに関する要望」については、学校を核とした地域力強化プランの4つの事業の1つであることから、こちらに新規要望事項として移動させたい。

【意見】

なし

事務局：事務局案のとおり移管する。

○その他

●【新規】PTA活動・組織の現況を把握し、「家庭・地域・学校園」の連携推進の視点から、県教委としての見解を示す。

（生涯学習課）

他市のPTAの現状を確認し、各市教育委員会がどのような関わりをされているのかを調査した上で、本市教育委員会が取り組める事案を取りまとめたから、県教育委員会の見解を拝聴したいと考えていることから、今回は見送りたい。

【意見】

八耳委員：県立の学校にもPTAはあるのか。

事務局：あると思う。

教育長：ご心配頂いているとは思いますが、近江八幡市はどうかと言われたときに、近江八幡市として言えるものを持っていない。新規要望事項として挙げたときに他市に説明する必要がある。近江八幡市としてはこのように考えていて、このようなことに困っているが県はどうかと言えるものが整理できていないことから、PTAに加入している方が少ないという現状はあるが、正直なところ要望しにくい。生涯学習課に、他市の状況や取組内容について研究していただくよう伝えた。

安倍委員：抜本的に変えていこうという近江八幡市の在り方を、もっと早く提供していかないと。生涯学習課が舵取りをしていく必要があると思う。東京都では辞めるという話があったが、東京でやめるのにこちらでは続けるということにはならないと思う。ただし、これで良いのかということをしつかりと考えていかないといけないと思う。

八耳委員：今回は見送るが、市としては着々と進めていただきたい。

安倍委員：この問題は3年前から言っておられた。それで他市のことがわからないというのは少し遅くないか。

事務局：現状の整理がし切れていないことから、今回は見送る。

●【新規】「夜間中学校」開設については、あくまでも県教育委員会が主体となって推進する。

（学校教育課）

学校の設置者は市町になるので、市と県が協議しながらという部分が重要だと考えている。市町で設置して、先生は県が入れるがそれ以外の運営は市町となるので、その設置や運営に対して県がどれだけ財政支援を行うのかという部分になる。その部分がこれまでの議論で抜けているので何も進まない状況があることから、要望することではないと考えている。

【意見】

教育長：現在議論をしているところである。最終、県立というのは他府県で2つ程度あることから、そのようになっていくかもわからない。

安倍委員：県内でも県立はあるのか。

教育長：滋賀県内にはない。国は夜間中学校と不登校特例校を各自治体で作っていくようにという方向になっている。

事務局：今回は見送る。

●【新規】「オンライン学習」を開発・工夫・推進するための県センターを「総合教育センター」に開設するための人材配置・予算措置を行う。

（学校教育課）

市町と連携してという部分は大事ではあるが、人材配置や予算措置はそもそも県がするもので、こちらから要望するものではないことから、一部文言を修正させていただき、「「オンライン学習」を開発・工夫・推進するチームを「総合教育センター」に設置」という形にさせていただきたい。

【意見】

なし

事務局：文言を修正し、新規要望とする。

○文化、体育・スポーツの普及充実について

●【削除】次世代の選手やアスリートを育成するための補助制度の拡充及び指導者の充実

（スポーツ推進課）

昨年度の要望について、次世代アスリート育成プロジェクトに基づき頑張っていく、競技団体を中心に少年から青少年に至るまで一貫した計画のもと指導体制の充実を図っていく、競技団体が行う強化対策事業に対する支援の充実を

行う、指導者については特別指導員を配置する等の回答をいただき、充足すると判断したことから、次年度の要望としては削除したい。

**【意見】**

なし

事務局：要望を削除する。

**○近江八幡市学校給食費等補助金交付要綱の制定について**

**【事務局説明】学校給食センター**

多子世帯を対象にした学校給食費補助事業の実施に伴い、補助金交付に關し必要な事項を定めたく制定するもの。

概要としては、補助対象者や補助金の額、交付申請、交付決定等について定めている。

補助対象者としては、18歳以後の最初の3月31日までの間にある子どもを2人以上養育し、市立以外の国県立、特別支援学校、私立学校等に通学又は市立小中学校に在籍し、不登校や食物アレルギー等により給食を喫食していない児童生徒の保護者とする。

補助金の額としては、第2子は1年度につき小学生については22,000円、中学生については24,365円、第3子以降は1年度につき小学生は44,000円、中学生は48,730円として定めている。

標題の学校給食等の「等」については、給食を食べていない方もあることから「等」を付けている。

第3条の「もの」の表記は「者」に修正する。アレルギー等の「等」には長期入院されている方も含めていることから「等」を付けている。

第4条の補助金の額については、本市の給食費の額を限度としている。県立の特別支援学級については、4,800円程度給食費が高いが、本市の給食費の額を限度としている。

市外の私立学校や公立学校で給食費の無償校については把握できていない。

不交付決定通知の様式の「補助金の交付の対象となる児童又は生徒名」の表現については、再度検討する。

第7条に記載のある別記様式第4号の名称について給食費の前に「学校」が漏れていたことから加筆する。

家庭によっては中学生が補助金で小学生が免除という場合もある。6月議会閉会以降、市ホームページや広報に掲載し、周知を図っていききたい。

**【質疑】**

八耳委員：不登校の方や長期入院の方も対象ということであるが、何食以上食べれば給食費を払うというのはあるのか。

事務局：不登校の方は学校に月どのくらい通学されているのかというのはあるが、給食費に関しては、学校と保護者が相談され、給食を止めない限りは給食費が発生する。給食の停止期間が1月を超えると補助金に切り替える手続きが必要になる。

安倍委員：特別支援学校については、県外も含むという理解でよいか。

事務局：現在のところはおられないが、そのような場合も含めて検討する。

安倍委員：第4条第2項第1号の「特別学校」は「特別支援学校」ではないか。

事務局：修正する。

## ●報告事項

### ○6月議会における質問に対する回答等について

【事務局報告】資料に基づき報告。

代表質問については3会派から6問、個人質問については14名議員から質問があった。質問に対する回答については一覧表で確認をお願いする。

### 【意見】

安倍委員：どの質問が何日にされるか分かるとありがたい。内容についてきちんと見たい。

教育長：YouTubeでも日ごとに分かれていて便利。

## 8. 閉会

教育長が7月定例会の閉会を宣言